

公示送達を申し立てる場合について

大阪家庭裁判所家事第3部人事訴訟係

被告が行方不明であるとして公示送達を申し立てる場合は、以下の点に留意して下さい。

◎ 訴状の記載

- 被告の表示欄に最後の住所等の記載があるか

◎ 公示送達申立書

- 就業場所も不明なことが記載されているか

◎ 添付書類等

- 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書並びにその附票→被告とその親きょうだいが生まれてから現在に至るまでのものが全てあるか

- 親族照会：被告の行方や連絡先等について、誰に対して照会を行ったか
→親 きょうだい 前配偶者 前配偶者との子
→親族からの返信に使われた封筒はついているか

- 調査報告書

- 最後の住所等に被告が居住していないこと等について公示送達申立ての直前に調査されているか

- 被告の就業先の有無等について調査したことが記載されているか